

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	健康管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
城里町は、健康管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
茨城県東茨城郡城里町長

公表日
平成27年4月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理に関する事務
②事務の概要	予防接種法に基づく予防接種の実施、母子保健法、健康増進法に関する事務など、健康増進法第17条第1項又は第19条の2の健康増進事業の実施に関する事務
③システムの名称	健康管理システム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー、宛名管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種管理ファイル、妊産婦管理ファイル、乳幼児健診管理ファイル、成人健診管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第一(10,49,76項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(10条,54条) 健康増進法第17条 予防接種法施行規則第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条7号別表第二の17, 18, 19項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第30条及び第44条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉課
②所属長	健康福祉課長 山口 利春
6. 他の評価実施機関	
総務省、地方公共団体情報システム機構	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	城里町役場 総務課 茨城県東茨城郡城里町石塚1428-25 029-288-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	城里町役場 健康福祉課 茨城県東茨城郡城里町石塚1428-25 029-288-3111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成26年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

変更箇所

[illegible]